

高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県水産業強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、浜の活力再生プランを上位計画とし、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展の実現を図るために、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知）に基づいて、別表第1に定める事業実施主体が実施する養殖施設、漁業共同利用施設、加工流通共同利用施設及び防災対策関連施設等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）に、市町村（以下「補助事業者」という。）が補助する経費及び補助事業者が施設等整備事業を実施するために要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助率及び補助対象経費)

第3条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び経費の内訳並びに補助率等は、別表第2及び第3に定めるとおりとする。ただし、区分ごとに算出された補助金の交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）及び関係書類の様式は、別記第1－1号様式によるものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められ

るものを事業実施主体としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (2) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、事業実施主体に対して前号に掲げる条件を付さなければならぬこと。
- (3) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更について、別表第5に掲げる重要な変更を行おうとするときは、事前に別記第2-1号様式による事業計画変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けること。ただし、同表に掲げる重要な変更以外の変更をしようとする場合は、事前に別記第2-2号様式による事業計画変更届を知事に提出すること。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第2-1号様式により事前に知事の承認を受けなければならぬこと。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならぬこと。
- (7) 補助事業の実施に関する書類、帳簿等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、事業計画に関する書類及び図面等は、財務省令で定める処分制限年数の期間中は、保管しなければならぬこと。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、補助金の交付の目的に沿ってその効率的な運用を図らなければならぬこと。
- (9) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を得なければならぬこと。
- (10) 前号の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならぬこと。
- (11) 間接補助を行う場合、事業実施主体に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを補助要件としなければならぬこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもののが別表第4に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者（事業実施主体を含む。）が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(概算払)

第8条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は前項の規定による請求があったときは、出来高検査を行い、その出来高の事業費に相当する補助金の9割以内で概算払をすることができる。

(繰越承認申請)

第9条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第4号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第5号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第10条第1項の規定による報告書の様式及び提出期限は次に定めるとおりとする。

種類	様式	提出期限
事業着手報告書	別記第6号様式	補助事業の着手後7日以内
遂行状況報告書	別記第7号様式	事業の着手後9月末現在の状況について 10月10日まで

(実績報告)

第11条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第8-1号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の2月末日のいずれか早い日までに、1部を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(事後評価報告)

第12条 補助事業者は、目標年度の翌年度において、水産業強化支援事業計画の成果目標の達成状況を別記第10－1号様式により県に報告するものとする。
なお、漁港機能高度化目標のうち防災対策については、対象から除くものとする。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関する高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第7号から第10号まで、第7条、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和5年6月13日から施行し、令和4年3月29日から適用する。
- 2 ただし、改正前の要綱の規定により行うこととされている令和4年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

政策目標	事業実施主体
資源増養殖目標	<p>(ア) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会</p> <p>(イ) さけ・ます類の人工ふ化放流事業を行う団体</p> <p>(ウ) 漁業を営む法人（次のaからcまでを全て満たすものに限る。）</p> <p>a 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と知事が判断するものであること。</p> <p>b 次の i 及び ii のいずれかに該当する者を5名（事業実施地域が離島である場合は、3名）以上雇用していること。</p> <p>i 自ら漁業を営む者</p> <p>ii 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者</p> <p>c 次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。</p> <p>i 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人</p> <p>ii iに該当する法人から出資を受けた法人</p> <p>(エ) 水産業の振興を目的として設立された団体又は法人（地方公共団体、地方公共団体の一部事務組合、上記（ア）又は漁業者（3名以上）が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるもの又は知事が適当と認めるものに限る。）</p>
経営構造改善目標	<p>(ア) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会</p> <p>(イ) 漁業を営む法人（次のaからcまでを全て満たすものに限る。）</p> <p>a 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と知事が判断するものであること。</p> <p>b 次の i 及び ii のいずれかに該当する者を5名（事業実施地域が離島である場合は、3名）以上雇用していること。</p> <p>i 自ら漁業を営む者</p> <p>ii 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者</p> <p>c 次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。</p> <p>i 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人</p> <p>ii iに該当する法人から出資を受けた法人</p> <p>(ウ) 水産業の発展を目的として設立された団体又は法人（地方公共団体、地方公共団体の一部事務組合、上記（ア）、（イ）又は漁業者（3名以上）が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、知事が適当と認めるものに限る。）</p>
加工流通構造改善目標	<p>ア 荷捌き施設</p> <p>(ア) 水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合をいう。）</p> <p>(イ) 漁業を営む法人（次のaからcまでを全て満たすものに限る。）</p> <p>a 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と知事が判断するものであること。</p> <p>b 次の i 及び ii のいずれかに該当する者を5名（事業実施地域が離島である場合は、3名）以上雇用していること。</p> <p>i 自ら漁業を営む者</p>

		<p>ii 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者</p> <p>c 次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。</p> <p>i 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人</p> <p>ii i に該当する法人から出資を受けた法人</p> <p>(ウ) 水産業の発展を目的として設立された団体又は法人（地方公共団体、地方公共団体の一部事務組合、上記（ア）、（イ）又は漁業者（3名以上）が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、知事が適當と認めるものに限る。）</p> <p>イ その他の施設</p> <p>(ア) 水産業協同組合（水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。）</p> <p>(イ) 漁業を営む法人（次のaからcまでを全て満たすものに限る。）</p> <p>a 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と知事が判断するものであること。</p> <p>b 次の i 及び ii のいずれかに該当する者を5名（事業実施地域が離島である場合は、3名）以上雇用していること。</p> <p>i 自ら漁業を営む者</p> <p>ii 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者</p> <p>c 次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。</p> <p>i 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人</p> <p>ii i に該当する法人から出資を受けた法人</p> <p>(ウ) 水産加工業又は水産流通業その他の水産業の発展を目的とする団体又は法人（地方公共団体、地方公共団体の一部事務組合、上記（ア）、（イ）又は漁業者、水産加工業者若しくは水産流通業者（5名（離島3名）以上）が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、知事が適當と認めるものに限る。）</p>
漁港機能高度化目標	防災対策	水産業協同組合（水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。）

別表第2（第3条関係）

1. 資源増養殖目標

メニュー名	対象施設	補助率	下限事業費	実施要件	事業内容
養殖施設の整備	養殖施設（養殖施設再配置含む）	10分の5以内（ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内）※	500万円（内水面については300万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業管理、資源回復、漁場環境の維持・改善の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生じる場合など）は、対象としないものとする。 ・養殖施設再配置については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に定める漁場改善計画に基づくこと。補助対象は繫留資材に限る。 	・魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繫留資材
	種苗生産施設（養殖用種苗等、所得向上を目的とした種苗生産施設）			—	・所得向上を目的に養殖用及び放流用の魚介類等をふ化、育成する施設
海面資源増殖施設の整備	種苗生産施設（さけ・ます、内水面を除く資源の増大を目的としたもの）	10分の5以内（ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内）	500万円	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当するものを対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 既存の施設ではその位置又は能力から見て必要とされる種苗供給が困難な地域で実施するもの。ただし、施設の整備の実施箇所の選定のため県等が行う調査の結果が、地理的及び生物的条件から見て適地であると認められる場所で、かつ、既存の施設の補完的な役割を担いうる場所で実施するもの。 イ 広域回遊性資源を増大させる上で拠点となる施設の整備で、その対象となる魚種について先進県等がその海域全体として実施するも 	魚介類等をふ化、育成する施設（さけ・ます、内水面を除く資源の増大を目的としたもの）

			の ウ 既存の施設を利用した 増設、改築、合体及び併設に より新技術導入等のための 施設の整備に係るもの	
さけ・ます 増殖施設 の整備	種苗生産施設 (さけ・ます資 源の増大を目 的としたもの)	300万円	<ul style="list-style-type: none"> ・サケの放流尾数の県内合計が過去3年連続して200万尾以上であること。 ・県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲、蓄養、採卵施設(魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め装置保管庫、蓄養池、採卵室を含む。) ・ふ化施設(検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池壁面整備を含む。) ・飼育管理施設(管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池壁面整備を含む。) ・給排水施設(導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。) ・自動給餌・自動池掃除施設(水流式、ブラン式等) ・環境負荷低減施設(稚魚の飼育により生じる残餌、糞等を処理するための排水処理施設、残滓処理施設、沈殿池を含む。) ・海中飼育施設(網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。) ・取水堰堤等の河川を横断している構造物に設けるさけ・ます類が上流へ遡るための通り道(魚道) ・魚道機能障害を回復するための施設(魚道

					の延長、導流堤等)
内水面増殖施設の整備	内水面漁場環境改善	300万円	・内水面漁業に係るものに限る。 ・漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。	・内水面の漁場環境改善を図るために行う基盤や施設の整備。内水面資源の産卵、育成に適した環境を整備するために行う自然石やネット等の基質の設置、漁場の底質等の改善を目的として堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物等の障害物を除去すること、取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける内水面資源が上流へ遡るための通り道（魚道）及び魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等）、ブロック・自然石等（魚礁）の設置	
	種苗生産施設（内水面資源の増大を目的としたもの）	300万円	・内水面漁業に係るものに限る。	・地先資源の増大を目的として内水面資源をふ化、育成し、放流等に適したサイズまで育成するための施設	
	内水面資源増殖関連施設（種苗生産施設を除く。）	300万円	・内水面漁業に係るものに限る。 ・漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。	・内水面資源を維持増大・増殖するための関連施設（給排水施設、給排水等処理施設、種苗採捕施設、病害汚濁防止施設等）及び間接的施設（体験学習・展示施設、遊漁関連施設等）	
ノリ養殖競争力強	ノリ高性能刈取船	10分の5以内（た	500万円	—	・ノリ競争力強化のために必要なノリ高性能

化に資する整備	大型ノリ自動乾燥機	だし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内)※	500万円	・原則として規模が10連以上のものに限る。	刈取船 ・ノリ競争力強化のために必要な大型ノリ自動乾燥機 ・附帯施設のみの整備
			500万円	—	・大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋
その他、浜の活力再生プランで必要となる取組	浜の活力再生プランの目標達成に必要となる施設	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内)	500万円(内水面及びさけ・ますについては300万円)	浜の活力再生プランの目標達成に必要となる施設に限る。	・浜の活力再生プランの目標達成に必要となる施設
本体施設と同じ	上記の附帯施設	本体施設と同じ	同左	—	—

細則

1 畦島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域において、上記補助率の欄において※を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず補助率を5.5/10（ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、6.5/10）以内とする。

2. 経営構造改善目標

対象施設	補助率	下限事業費	実施要件	事業内容
荷さばき施設	10分の5以内（ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内）	500万円	・地方卸売市場又は中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）に定めるもの）は対象としない。 ・年間水揚量が8,000トン以上（产地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約される場合にあたっては、3,000トン以上）の地域にあっては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画（水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平	漁獲物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等）

			<p>成31年3月27日付け30水港第2382号水産庁長官通知)に基づき策定する基本計画をいう。以下同じ。)が策定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場機能を有する場合は、産地市場再編整備計画(水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針(平成13年3月30日付け12水漁第4504号水産庁長官通知)に基づき県が策定する整備計画をいう。)に基づくものであること。 	
鮮度保持施設	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内) ※		年間水揚量が8,000トン以上(産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約される場合にあっては、3,000トン以上)の地域にあっては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。	製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷藏施設
作業保管施設	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内)			水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設
加工処理施設	10分の4以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の5以内) ※			漁獲物の加工処理施設
海水処理施設	10分の5以内(ただし、別表第3		年間水揚量が5,000トン以上(産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約される場合にあっては、3,	漁業生産関連作業に使用する海水の殺菌処理等の施設

	に定める事業に該当する場合は、10分の6以内)		000トン以上)の地域にあっては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。	
蓄養施設	10分の4以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の5以内)			漁獲物を出荷調整等のため一時的に飼育する施設
漁獲物運搬施設	10分の4以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の5以内※)		・年間水揚量が5,000トン以上(产地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約される場合にあっては、3,000トン以上)の地域にあっては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。 ・離島等の条件不利地域を対象とするものであること。	漁獲物運搬船
漁船保全修理施設	10分の4以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の5以内)		—	漁船の補修・修繕を目的として陸揚げするための施設
漁業作業軽労化機能整備	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内)		—	負担軽減、事故防止、バリアフリー化のための段差解消、クレーン整備等のための施設改築、機器整備
燃油補給施設	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内)	300万円	—	燃油補給施設
省エネルギー型施設機能整備	300万円(機器の場合200万円)		施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコストを1割以上削減すること。	—

	※			
小規模漁場施設	10分の5以内（ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内）	500 万円	<ul style="list-style-type: none"> 事業効果の把握のため必要な情報の収集体制が整っていること。 漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。 海藻の繁茂する場の造成にあっては総事業費1億円未満であること。 	<p>有用水産生物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う以下の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 着定基質（自然石、コンクリートブロック等）の設置 漁場の底質改善（堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物や雑海藻等の除去（しゅんせつ及び有害生物等の除去）） 海藻の繁茂する場の造成
その他、浜の活力再生プランで必要となる施設			浜の活力再生プランの目標達成に必要となる施設に限る。	機器、車、船及び宿泊施設を除く。
水産廃棄物等処理施設			—	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設
密漁等監視施設			<ul style="list-style-type: none"> 密漁被害があること。 施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。 市町村が保有する監視船は、補助の対象としない。 	漁場監視レーダー、監視カメラ装置、鉄塔、監視所等により構成される施設
水産情報高度利用施設			—	衛星からの海況情報や漁船の安全航行（漁業者落水時の自動通報等を含む）のための無線情報等の送受信施設（陸上の固定局に限る。）
漁業研修施設	10分の5以内（ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内）		<ul style="list-style-type: none"> 漁業研修施設の事業実施主体は、地方公共団体等が出資する法人及び漁業協同組合連合会に限る。 	・漁業研修施設については、漁業、水産資源に関する研修を

	業に該当する場合は、10分の6以内)又は3分の1以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、30分の13以内)		・建設面積が300m ² を超える漁業研修施設の補助率は3分の1(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、30分の13)以内とする。	行うための研修室、会議室等により構成される施設 ・女性等活動拠点施設については、女性や高齢者の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される施設
上記の附帯施設	本体施設に同じ	同左	—	—

細則

- 1 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域において、上記補助率の欄において※を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず補助率を10分の5.5(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6.5)とする。

3. 加工流通構造改善目標

対象施設	補助率	下限事業費	実施要件	事業内容
荷さばき施設	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内)又は3分の1以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、30分の13以内)	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物产地市場※のうち卸売市場法第13条第1項の卸売市場(地方卸売市場)に限る。 ・水産物产地市場再編整備計画に基づくものに限る。 ・水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画を策定している場合は、補助率10分の5(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6)以内とする。 ・水産物のEU向け輸出に係る产地の登録のための実務マニュアルに従い、登録を目指すものである場合は、補助率10分の5(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6)以内とする。 ・それ以外は、補助率3分の1(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、30分の13)以内とする。 <p>※水産物の卸売のために開設される市場であって、漁船による水産物の直接水揚げ又は陸送による生産地から水産物の搬入を受けて、第1段階の取引を行う市場</p>	水産物の集出荷作業場(水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等)
鮮度保持施設	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内)又は3分の1以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、30分の13以内) ※		<ul style="list-style-type: none"> ・年間取扱量が8,000トン以上の地域では、補助率3分の1(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、30分の13)以内とする。 	製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設
加工処理施設	10分の4以内(ただし、別表第3		<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備後3年以内にHACCP認定を取得する場合、又は施設整備に 	水産物の加工処理施設

	に定める事業に該当する場合は、10分の5以内)又は3分の1以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、30分の13以内) ※		併せて廃棄物処理を行う機能を整備する場合に限り補助率10分の4(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の5)以内とする。	
海水処理施設	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内)又は3分の1以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、30分の13以内)		・年間取扱量が5,000トン以上の地域では、補助率3分の1(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、30分の13)とする。	使用する海水の殺菌処理等の施設
蓄養施設	10分の4以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の5以内)又は3分の1以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、30分の13以内)			水産物を出荷調整等のため一時的に飼育する施設
廃棄物等処理施設	10分の5以内(ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内)	—		水産物の加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設

加工流通作業等軽労化機能整備	10分の5以内（ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内）		—	負担軽減、事故防止、バリアフリー化のための段差解消、クレーン整備、電子化等のための施設改築、機器整備
その他、浜の活力再生プランで必要となる施設	10分の5以内（ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6以内）		浜の活力再生プランの目標達成に必要となる施設に限る。	機器、車、船及び宿泊施設を除く。
上記の附帯施設	本体施設に同じ	同左		

細則

1 畦島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された畦島振興対策実施地域において、上記補助率の欄において※を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず補助率を10分の5.5（ただし、別表第3に定める事業に該当する場合は、10分の6.5）以内とする。

4. 漁港機能高度化目標

対象施設	補助率	事業内容
津波漂流物防止施設	以下のア又はイに定める場合を除き、補助率10分の6以内 ア 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については補助率30分の23以内とする。 イ アに該当しない場合で、畦島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された畦島振興対策実施地域にあっては、補助率6.10分の5以内とする。	・津波、高潮時の異常気象発生時において漁船等の漂流による漁港施設、集落内の各施設、集落住民等への被害を防止するために必要な漂流防止壁、柵等及びこれらの附属設備の整備
避難施設		・災害発生時又は災害のおそれがある場合において、集落住民等が安全で円滑に避難をするための避難施設、避難路、避難階段、手すり、避難誘導標識、避難誘導灯等及びこれらの附属設備の整備 なお、避難施設に限り、下部スペース等を有効に活用するために必要な環境整備可能とする。
異常気象情報観測施設		・異常気象の観測を行うために必要な、気象・海象観測装置及びこれらの附属設備の整備

異常気象監視施設	<ul style="list-style-type: none"> ・異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備の整備
防災情報伝達施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時又は災害のおそれがある場合に、集落住民等への早期の災害情報の伝達及び避難指示等に必要な防災無線、安全情報電光掲示板、情報基盤施設等及びこれらの附属設備の整備 <p>なお、情報基盤施設とは、災害情報の収集・整理・提供に必要なシステム、集中制御装置、光ファイバー等の伝送施設、漁業関係機関等公的機関の情報受発信装置及び他の情報基盤への接続に必要な施設とする。</p>
災害時援助施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時又は災害のおそれがある場合に必要となる、安全が確保された避難所、緊急物資保管庫等及びこれらの附属設備の整備
緊急時物資等輸送施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発時における緊急物資や住民等の輸送のために必要な、陸路・海路・空路を確保するための簡易な施設等及びこれらの附属設備の整備
非常用電源施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備の整備

既存の共同利用施設の耐震化・耐浪化	<p>以下のアからウまでに定める場合を除き、補助率10分の6以内</p> <p>ア　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第13条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については補助率30分の23以内とする。</p> <p>イ　アに該当しない場合で、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域にあっては、補助率10分の6.5以内とする。</p> <p>ウ　アに該当しない場合で、漁業用屋外燃油タンクの代替給油方法としての地下タンク等を整備する場合については補助率4分の3以内とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存の共同利用施設の耐震化及び共同利用施設（給油施設及び電源設備に限る。）の耐浪化（移設を含む。）
上記の附帯施設	本体施設と同じ	—

別表第3（第3条関係）

対象事業の概要	対象経費
1 漁業生産の構造改革	(1) 効率的な漁業生産体制への転換 ア 操業の効率化を図るため、I o TやA I等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ 产地市場のI o T化を推進するため、I o TやA I等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費
	(2) 養殖生産の拡大 ア ブリの人工種苗生産の推進や養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要な水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費
	(3) 漁場の有効活用の促進 ア 地元と協働した企業参入を促進するため、水揚げの増加等に対応するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費 イ 生産力向上のための漁場づくりのうち、築いそ設置事業に必要な経費 ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費
2 市場対応力のある产地加工体制の構築	(1) 加工施設の立地促進や機能等の強化 ア 加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化並びに輸出に対応した加工施設の立地促進を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するため

		<p>に必要な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>
	(2) 加工関連産業の強化	<p>ア 加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費</p>
3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大	<p>ア 「高知家の魚応援の店」や消費地市場とのネットワークを活用した、又は関西圏のパートナーと連携した外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るために必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(2) 輸出の拡大	<p>ア 有望市場への輸出支援を強化するとともに輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するのに必要な水蓄養殖施設、H A C C P認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>
	(3) 産地市場の機能強化	<p>ア 産地市場における鮮度向上や衛生管理等の取組を進めるため、漁獲物の鮮度管理や衛生管理を行うのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場の統合を推進するため、産地市場の取扱の増加又は高度化に必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>
4 担い手の育成・確保	新規就業者の育成	新規就業者の育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費
5 その他 知事が特		1から4までに定めるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認め

に認める 事業		る事業の実施に必要な経費
------------	--	--------------

別表第4（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第5（第5条関係）

補助事業の重要な変更

区 分	変 更 内 容
事業内容の変更	(1) 成果目標の新設、変更又は廃止（交付額の変更を伴わない場合であって、事業計画の変更の承認を受けた場合を除く。） (2) 事業の実施地区の新設、変更若しくは廃止又は事業実施主体の変更 (3) 附帯事業の新設又は廃止 (4) 補助対象経費を増額する場合 (5) 補助対象経費を30パーセントを超えて減額する場合